

## 神戸市に要請書を提出しました

さる8月3日、神戸市役所にて、兵庫県弁護士会、兵庫県精神福祉家族会連合会、精神保健福祉士協会、兵庫県医療ソーシャルワーカー協会、兵庫県精神医療人権センターならびに本会の6団体で、先般発生した、神戸市西区所在の医療法人財団兵庫錦秀会神出病院での虐待事案に対し、監督官庁である神戸市が適切に権限を行使し、外部専門家などによって構成される第三者委員会の設置を含め、真相の究明及び再発防止のための適切な措置を執るよう、要請致しました。

### 【要請の理由】

#### 1 虐待は重大な人権侵害であること

マスコミ等の報道によると、この度の神出病院における虐待事案は、神出病院に勤務する看護師等が患者である精神障害者に対し、わいせつな行為を行ったり、水をかけるなどの行為を行ったとのことで、これらが事実であれば、性的虐待及び身体的虐待に該当するものであります。

このような障害者虐待に該当する行為は、障害者の権利を著しく侵害する重大な人権侵害行為であり、到底看過されるべきものではなく、今後このようなことが決して生じないよう、適切な措置が講じられなければなりません。

#### 2 精神保健福祉法に基づく権限を積極的に行使すべき局面であること

本来、障害者に対する虐待が生じた場合、障害者虐待防止法に基づき、自治体が責任主体となって再発防止に向けた必要な対応を行うこととなりますが、精神科病院において生じた虐待事案については、障害者虐待防止法の対象とされておりません。

もっとも、精神保健福祉法によれば、必要があると認める場合には報告徴収が可能であり、同法36条違反が認められる場合には、改善命令等を行うことができる旨規定されております。

#### 3 真相究明及び再発防止のための適切な措置を講じる必要があること

上述した通り、本件虐待事案は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、さらに同様事案の再発防止の観点からは、単に虐待を行った職員等に対し刑事処分を受けさせるだけでは全く不十分であるといえます。

実際にどのようなことが起こり、それがどのような原因で生じたのか、その原因を解消するためにどのような取組を行うべきなのか、等の調査及び検討が適切に行われ、将来に向けた対応がとられるよう助言等が行われなければなりません。

そのためには、神出病院ないし医療法人財団兵庫錦秀会内だけでの調査・検討に止まらず、これまでに障害福祉サービス提供事業者での虐待事案に対応し外部の専門家などを活用し対応した多数の経験を有する兵庫県の担当部局とも連携し、外部有識者などの第三者による意見が取り入れられるような委員会を設置し、検証等がなされるべきと考えます。

#### 4 我々諸団体は必要な措置を講じるため協力可能であること

そこで、我々諸団体は、本件虐待事案が生じた神出病院の監督官庁である神戸市に対し、上記視点に基づき、真相究明及び再発防止に向けた適切な措置を講じるよう、本書をもって要請いたします。

そして、我々諸団体としましては、第三者委員会委員への会員の派遣や、その他再発防止のためのシステム構築などにおいて、可能な限り協力させて頂く所存です。



#### 神戸市健康局 花田局長のコメント

- ・ 神出事件については、虐待事案ではなく犯罪行為であり、あってはならないことだと思っております。

- ・ 6回立ち入り調査を行いまして、30数名の職員に対しアンケートを行い、さらに立ち入り調査の際にヒアリングも実施し、現在これらの内容を詳細に精査しているところです。8月中に一定の結論をだして、対応していきたいと考えています。

- ・ 従来書類指導も行いますが、今後このような虐待事案の再発防止に向けまして、神戸市内14病院を前倒しして実施して、患者さんや職員からのヒアリングを通常の数倍の時間をかけて実施していきたいと考えております。日程も少し伸ばしまして、再発防止に向けての取り組みとして聞き取りを中心に実施します。

- ・ 精神保健福祉法と障害者虐待防止法がありますが、制度の欠陥があると考えています。病院については、病院での虐待事案については通報義務もございませんし、我々、行政への報告義務もありません。また、虐待を発見した際の通報義務もありません。

国にも虐待防止法の制度改正の要望もしていますが、我々はその改正を待つわけにはいかないと感じております。福祉施設でも通報をもって、虐待が発覚し介入していくことが私の経験では多いです。書類で発覚することはありません。

- ・ 我々としては、国の制度改正を待っているわけにはいきませんので、患者さんの命を守るために、神戸市ルールを策定して取り組んでいきたいと考えています。1つは（今回のような事案に対して）神戸市独自で14病院に対して報告するというルールを課すということ。もう一つは公益通報制度の窓口が健康局になっていますので、公益通報制度を使って、

病院内での周知をおこなったり、あるいはチラシなどを用いたりして、周知を徹底し、同じような事案について通報していただくようにしていくことを実施していきます。

・この神戸市ルールの徹底を行い、これまでを虐待に対して話の入りにくかった病院自体の制度的な欠陥を、神戸市のルールとして福祉施設と同じように、我々に報告や通報が入るようにし、抑止力を与えていき、早急に取り組んでいきたいと考えています。

・第3者委員会のお話でしたが、私ども市民福祉調査委員会というものも持っています。その中に精神保健の専門部会にて、神戸市ルールや実地指導についての報告を行い、検証をしていただき、さらに改善が必要であれば改善策を提案していただきたい。

・2度とこのようなことがないように、福祉施設並みにきちんとルールを守っていただくということを早急に取り組んでいきたいと思えます。よろしく願いいたします。

当日は、NHK、神戸新聞の記者も同行しており、後刻、ニュースや新聞で取り上げられました。

そして、8月17日、神戸市は神出病院に対し、精神保健福祉法に基づく改善命令を出しました。

#### 【概要】

(1) 管理者が責任をもって、風通しのよい組織風土を醸成し、患者の人権に配慮した適正な処遇の確保及び処遇の改善のために必要な措置を講ずること。

(2) 看護職員による入院患者への暴力など、患者の人権を侵害する著しく不適切な行為が院内で発生したことが明らかになった。二度とこのような事件の発生を許してはならず、早急に具体的かつ抜本的な対策を講ずること。

(3) 入院患者の隔離について

隔離等の行動制限を行う場合は、法令に則り所定の手続きを行うなど、法令の遵守を徹底すること。

また、8月19日に、6団体で、神出病院虐待事案 神戸市への要請書提出の経過と今後について会議を開催いたしました。

要請書に基づき『真相究明（被害者救済）』『第三者機関の設置』を継続的・重点的に求めていくという方向性を確認しました。『真相究明（被害者救済）』の部分については、「なぜ、いつから、そこで何が行われたか」が示されないままで、真相究明に伴い、『第三者機関の設置』が必要であるが、それについても「設置しない」と回答していることは要請書に対して何も示さず応えていません。それがなぜなのかを問い、きちんとした解答を求めていきます。まずは今月末に神出病院から神戸市へ提出予定の改善計画内容を確認し、要請書内容をどう深めて訴えるかを検討していきます。